

令和元年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会 開催結果

1 テーマ	「H A C C P (ハサップ) とは何だろう」
2 主 催	宮城県
3 日 時	令和元年7月4日（木）午後1時から3時まで
4 場 所	みやぎ広報室
5 参加者	みやぎ食の安全安心消費者モニター 計68名
6 内 容	(1) 講演「H A C C P (ハサップ) とは何だろう」 講師：公立大学法人宮城大学 食産業学群 教授 作田 竜一 氏 (2) 質疑応答

【主な質疑応答の内容】

- 質問1 ①資料の18ページに、世界各国のH A C C P導入義務化の年などの説明が載っているが、どの国も日本よりずっと早い。各国がH A C C Pを導入した理由は何か。
- ②H A C C Pを義務化することで、各国では明確に食の安全安心に違いが出ているのか。
- ③日本は2020年の東京オリンピックを契機に、H A C C Pを導入することとなったという説明があったが、各国に比べ導入が遅くなった理由はあるのか。
- ④県域を超えるような食品による食中毒事案に対しても、H A C C Pは効果があるのか。
- 【回答】 ①2000年前後のB S E等の大規模な食に関する事件の発生が、食品の安全管理を根本的に見つめ直す契機となった。
- ②導入してみると確実に食品の安全性が向上すると分かり、他の国にもH A C C Pによる衛生管理を求めるようになった。それくらい効果があった。
- ③私見だが、当時、日本は衛生管理をしっかりしているという自負があり、H A C C Pを導入しなくてもやれるという意識と、日本のスタンダードを世界に広めたいという意識が強かったように感じる。また、H A C C P導入を義務化した場合、導入が難しい小規模事業者がかわいそうじゃないかという意見が強かったことも導入が遅れたことに影響しているかもしれない。
- ④資料の20ページに記載されているが、食品衛生法の改正理由のひとつに、「広域的な食中毒事案への対策強化」がある。今回の制度改正で食中毒事案は全部国に集約するようになったため、今までより迅速に対応できる。

- 質問2 農産物には、G A Pという生産工程管理の認証制度がある。食品衛生はH A C C Pとして法律で義務化するのに、なぜその前の段階の農産物は認証制度どまりなのか。危害要因を完全には除去できないのではないか。

- 【回答】 まだ農産物は法制度化にまでいってないが、G L O B A L G. A. P.のような国際認証ができた。食品衛生においてH A C C Pが導入されたことで、その前の段階である農産物の生産工程管理も見直す方向で動きつつある。

●質問3 日本はH A C C Pの導入に関して欧米や中国、台湾に遅れをとったという説明があったが、日本の食品の安全性は認められているし、その前の生産段階の衛生管理は日本の方が進んでおり、衛生水準は非常に高い。H A C C Pは従業員の意識改革と高い衛生水準の2つが達成されないといけないとあつたが、それでいうと食品の衛生管理全般に関して言えば、日本は決して遅れていないと思う。

【回答】 日本の衛生水準が高いことはおっしゃる通り。日本は本当に丁寧にものを作っているが、生産工程が管理されていることが端から見て分かるような制度が導入され認証がされていると更に強くなると思う。

●質問4 資料の30ページに記載されているH A C C P手引書はどこにあるのか。

【回答】 厚生労働省がまとめている。ホームページに一覧になって載っている。

●質問5 H A C C PにはJ I SやJ A Sのように認定機関はないのか。厚生労働省が認定機関として統轄するのか。

【回答】 認定ではなく、今回の法改正は、H A C C Pという手法を導入するもの。手引書を作るので、それに合わせて運用することが可能となる。